

Web Column④ 日本の地方分権（初版の第9章3「日本の地方分権」）

日本で行われてきた地方分権改革で、最も強調されてきたのは、行政的分権を中心とした国から地方政府への権限移譲である。1990年代には、地方分権委員会のもとで第1次地方分権改革が実現し、それまで国家が責任をもつとされていた公共サービスが、基本的に地方政府の責任で行われるようになった。例えば、低所得者に対して現金の給付を行う生活保護は、全国民に一定水準の生活を保障することをめざすものであり、福祉国家として最も基本的な公共サービスの1つである。しかし、このようなサービスも地方政府が責任をもって実施することになり、国はそれに関与するという形式をとることになったのである。

とはいえ、地方政府が自らの責任のみで生活保護を提供することはできない。生活保護の負担が重い地域では、自分が保護を受けるわけではなく、しかしそのための税金を払わなければならない人々が、先に述べた足による投票で、負担の軽い地域へ移動してしまう可能性が高いからである。そのため、生活保護の実施にあたっては、依然として国からの補助金が不可欠のものとなっているし、補助金の交付とともに細かい規制が残されている。地方政府は、補助金や規制という制約のもとで効率的にサービスを提供し、その成果によって評価されるべきだろう。しかし、アカウンタビリティの確保という観点からは、国が強く関与することによって、誰の責任を問うべきかがわかりにくくなる。

2000年代に入って、日本の地方分権改革の大きな障害となったのは、財政的分権である。国・地方政府、ともに債務が膨張していく中で、国から地方政府へ財政的分権を行うときには、それまでに地方政府へと交付されていた補助金の削減と一緒に議論される傾向が強かった。そのため、税が移譲されてもほとんど歳入が増えず、反対に補助金の削減によって歳入が大きく減るような地方政府が非常に多く、このような地方政府は財政的分権に反対したのである。それでも2000年代に、三位一体改革と呼ばれる補助金削減と税の移譲が行われたが、その後、地方政府間の格差が拡大したとして、財政的分権への反発がさらに強まるようになった。

日本では、第二次世界大戦後の地方制度改革によって、地方政府のリーダーが選挙で選ばれることになったため、選挙という意味での政治的分権については注目されにくい。しかし、国が定める立法の制約を減らし、地方政府がより自由に執政を行うことができるように、法律による「義務付け」や「枠付け」を減らすような改革も行われている。このような改革は、2000年代の第2次地方分権改革の中心的な成果であり、その効果がこれから現れてくる可能性があるだろう。